

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所にかかる年度評価の考え方について（案）

大阪府地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所評価委員会
平成25年7月25日決定
平成26年 月 日改正

1 趣旨

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）にかかる各年度の業務実績の評価（年度評価）は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方」（平成25年6月10日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することとする。
- (2) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- (3) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、評価委員会が評価を行う。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- (4) なお、「項目別評価」、「全体評価」とともに、研究に関しては法人の自主性を尊重して、個々の研究については法人の内部評価に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の順序で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの5段階で自己評価を行ない、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ・・・年度計画を大幅に上回って実施している
（客観的に高く評価された成果があった場合）
 - Ⅳ・・・年度計画を上回って実施している
 - Ⅲ・・・年度計画を順調に実施している

Ⅱ・・・年度計画を十分に実施できていない

Ⅰ・・・年度計画を大幅に下回っている

- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑にすすめるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2) 評価委員会による小項目評価

- ① 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 評価委員会による大項目評価

- ① 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行なう。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

S「特筆すべき進捗状況」	委員会が特に認める場合
A「計画どおり」	すべての項目がⅢ～Ⅴの場合
B「おおむね計画どおり」	計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる。又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合
C「計画を十分に実施できていない」	計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合
D「重大な改善事項あり」	計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等

5 全体評価の具体的方法

- (1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、法人化の目的に沿った改革の取り組み（提供するサービスその他の業務の質の向上、自主的・自律的な組織マネジメント）を積極的に評価することとする。

6 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。（業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【6月末まで】
- (2) 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7～8月】
- (3) 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。
- (4) 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【9月】